

## 消費税の軽減税率制度

消費税は所得や資産の有無に関係なくすべての国民に一律に負担がかかり、低所得者層ほど負担が重くなる逆進性の問題が指摘されていましたが、平成28年度税制改正で導入される予定の消費税の軽減税率制度導入は、消費税率引き上げに伴う低所得者層の負担感の緩和が目的とされています。

適用は平成29年4月に予定されている消費増税時となりますが、では具体的な中身はどのようなものなのでしょうか。

### ■軽減される税率

特定の飲食料品と新聞購読料について軽減税率8%（国:6.24%、地方:1.76%）が適用されます。表は主要各国の標準税率と軽減税率の比較をまとめたものです。

○主要各国の標準税率と食料品軽減税率

	標準税率	軽減税率
フランス	20%	5.5%
イギリス	20%	0%
ドイツ	19%	7%
イタリア	22%	10%
オランダ	21%	6%
スペイン	21%	10%
オーストリア	20%	10%
中国	17%	13%
メキシコ	16%	0%
韓国	10%	0%

2015年1月現在 財務省調査資料より

### ■対象品目

#### ①飲食料品

飲食料品とは、「飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、外食サービスを除く）」と定義されており、いわゆる『酒類』と『外食』を除いた「飲食料品」のことです。飲食料品とそれ以外の資産が一体となっている商品については、少額で主要部分が飲食料品で構成されているものに限り全体が軽減税率の対象となっています。

除外される『外食』とは取引の場所と態様（「サービスの提供」と言えるか）に着目し以下のように定義されています。

「食品衛生法上の飲食店営業その他の、その場で飲食させるサービスの提供（「食事の提供」）を行う事

業を営む者が、テーブル、椅子その他の「その場で飲食させるための設備（「飲食設備」）」を設置した場所で行うもの。「食事の提供、その他これに類するもの（「ケータリング・出張料理）」

《外食に当たらない軽減税率対象》

テイクアウト・持ち帰り・宅配等が挙げられ、具体的には「飲食設備を設置した場所で行う」ものではないものを言います。

#### 【例】

- ・牛丼屋、ハンバーガー店のテイクアウト
- ・そば屋の出前
- ・ピザ屋の宅配
- ・「飲食設備」がない屋台での軽食
- ・寿司屋の「お土産」

その他、「その場で飲食させるサービスの提供（食事の提供）」に当たらないものとして、コンビニの弁当・惣菜が挙げられます。

《「外食」に当たる標準税率対象》

外食・イートイン等以下の例が挙げられます。

#### 【例】

- ・牛丼屋、ハンバーガー店での「店内飲食」
- ・そば屋での「店内飲食」
- ・ピザ屋での「店内飲食」
- ・フードコートでの「店内飲食」
- ・寿司屋での「店内飲食」
- ・コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食利用品
- ・ケータリング、出張料理

#### ②新聞・書籍・雑誌

「新聞」については、週2回以上発行される「新聞」の定期購読料が軽減税率の対象となります。

「書籍・雑誌」については、その日常生活における意義、有害図書排除の仕組みの構築状況等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討することとされています。

### ■軽減税率制度導入のための財源

平成28年度税制改正大綱で軽減税率制度の導入に当たっては、安定的な恒久財源（約1兆円が見込まれています）を確保しなければなりません。その目途はまだ立っておらず、今後の与野党の動きに注目が集まっています。

（文責：逗子事務所 嘉山研一）

